

指定居宅介護支援 加美町社会福祉協議会
加美町社協ケアサポートセンター

重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

指定居宅介護支援は介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ・心身の状況を踏まえ、利用者・家族の希望を考慮し、迅速に責任をもって居宅サービス計画を作成します。
- ・指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者と連絡調整その他の便宜を図ります。
- ・利用者から委託された業務を行うに当たっては、利用者に提供される居宅サービス計画が特定の種類・サービスに偏することのないよう、公平中立に行います。

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称 : 加美町社協ケアサポートセンター

(2) 所在地 : 〒981-4253

宮城県加美郡加美町字大門 1 1 0 番地 1

(3) 電話番号 : 0229-25-8990（営業時間内）

(4) 介護指定番号 : 居宅介護支援 宮城県 0 4 7 2 8 0 0 3 9 0

(5) サービス提供地域 : 加美町

(6) サービス利用対象者 : 要介護認定者

(7) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）

午前8時30～午後5時15分

*携帯電話等により24時間連絡の取れる体制となっています。

営業時間外：担当介護支援専門員携帯番号（ ）

(8) 職員体制 : 管理者・主任介護支援専門員1名（総括・管理・ケアマネジメント）

主任介護支援専門員・2名（ケアマネジメント）

介護支援専門員：3名以上（ケアマネジメント）

3. 事業の提供方法及び内容

- ・利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請を援助します。また、利用者が希望する場合は、当該申請を代行して行います。
- ・利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ・利用者の居宅サービス区分ごとの支給限度額を説明した上で、居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平中立に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。また、計画書にサービス事業所を位置付けた理由を求めることができるようにします。
- ・提供される居宅サービスの目標、その達成時期、居宅サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。
- ・居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、医療機関・指定居宅サ

ス事業者等との連絡調整を行います。また利用者の同意を得て、必要時に同行通院させて頂きます。

- ・医療サービス利用（通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション等）の際は、主治医（入院中の医療機関・歯科医・薬剤師等も含む）の指示のもとサービス利用計画を作成し、主治医等に計画書の写しを配布します。また入院時には入院先機関に担当介護支援専門員の氏名等を利用者から伝えていただくことで病院へ情報提供を行い、退院前後の医療連携に努めていきます。
- ・利用者及びその家族と継続的に連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ・利用者の状態について定期的に再評価を行い、心身の状況の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請等の必要な援助を行います。
- ・利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、利用者に介護保険施設の紹介等必要な援助を行います。
- ・利用者様に提供した居宅介護支援について記録を作成、その完結の日から5年間保存するとともに、ご利用者様の請求に応じて閲覧・複写物を交付します。

4. 契約の終了

- （1）一度結んだ契約は、利用者・事業所双方から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同条件で更新されます。
- （2）利用者は事業所に対して文章で通知をすることにより、契約を解除することができます。
- （3）事業者は、やむを得ない事情（著しい不信行為・暴言・暴力等）がある場合、利用者に対して契約満了日の1月前までに理由を示した文章で通知をすることにより、この契約を解除することができます。

5. 利用料及びその他の費用

- （1）要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。
- （2）保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、介護報酬で示された額をお支払いいただきます。なお、当事業者からの提供証明書を発行いたしますので、提供証明書を後日町の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。
- （3）当事業所は特定事業所加算（Ⅱ）算定の事業所です。

※介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件未満

居宅介護支援費	要介護1・2	15,070円／月	基本の額に特定事業所加算（Ⅱ） 〔4,210円／月〕を加えた額です。
	要介護3・4・5	18,320円／月	

- ・個々の状況に応じて算定される加算です。

初回加算（新規・３ヶ月後の再利用・要介護状態区分２段階変更時）			3,000 円／月
通院時情報連携加算（１回／月限度・医師、歯科医師通院）			500 円／月
入院時情報連携加算	（Ⅰ）入院当日の情報提供		2,500 円／回
	（Ⅱ）３日以内に情報提供		2,000 円／回
退院・退所加算	カンファレンス参加なし	連携１回	4,500 円
		連携２回	6,000 円
	カンファレンス参加あり	連携１回	6,000 円
		連携２回	7,500 円
		連携３回	9,000 円
ターミナルケアマネジメント加算（終末期にあたる利用者対象）			4,000 円／月
特定事業所医療介護連携加算			1,250 円／月

＊上記の料金には別途介護職員等処遇改善加算（１か月の総利用料金に 2.1%を乗じた料金）が追加になります。

（４）通常の実施地域以外の居宅介護支援に要した交通費は、１k m当たり 3 7 円で積算した額を交通費としてお支払いいただきます。

（５）利用者に関する記録の複写物の交付を受ける場合には、コピー代として 1 枚あたり 1 0 円をお支払いいただきます。

6. 虐待防止

虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護し、利用者が福祉サービス等を適切に利用できるような必要な措置を講じます。

- （１）虐待防止委員会の定期開催
- （２）虐待防止のための指針の作成
- （３）虐待防止のための従業員に対する研修の実施
- （４）虐待防止のための担当者の設置
- （５）運営規定に虐待防止のための措置に関する事項を記載
- （６）市町村、サービス事業所との連携を図り、虐待防止のための対策を検討し、その結果について事業所内で周知徹底を図ります。

7. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- （１）従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- （２）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- （３）感染症及びまん延防止のための指針を整備します。
- （４）感染症及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的の実施します。

8. 業務継続計画の策定（BCP）について

- （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- （２）従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 事故発生時の対応

- （１）居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、関係市町村及び利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- （２）居宅介護支援事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 苦情申立の制度

- （１）当事業所のお客様の相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 管理者 小 山 裕 子

電話 0 2 2 9 - 2 5 - 8 9 9 0

- （２）市町村や国保連合会に苦情相談窓口が設けられています。

加美町高齢障がい福祉課 高齢者福祉係 電話 0 2 2 9 - 6 3 - 7 8 7 2

1 1. カスタマーハラスメント防止に関する事項

当事業所では、職員が安心して業務を行い、利用者様へ適切なサービスを提供するため、厚生労働省の指針に基づきカスタマーハラスメント（職員に対する暴言、暴力、威嚇、侮辱、過度な要求、長時間の拘束、プライバシー侵害等）への対応方針を定めています。利用者様およびご家族様におかれましては、職員に対するハラスメント行為の防止にご理解とご協力をお願いいたします。万が一、職員がカスタマーハラスメントに該当する行為を受けた場合には、事実確認のうえ、必要に応じてサービス提供方法の変更、担当者変更、契約内容の見直し、または契約解除等の対応を行う場合があります。

1 2. その他重要事項

担当介護支援専門員

以上のとおり、重要事項が成立したことを証するために本重要事項説明書2通を作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 宮城県加美郡加美町字町裏320番地
名称 社会福祉法人加美町社会福祉協議会
代表者名 会長 佐藤 敬

説明者 職 名 介護支援専門員
氏 名

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 ⑩

(署名代行者)

住 所

氏 名 ⑩